

# 平成29年度財政的援助団体等監査

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成29年度の財政的援助団体等監査

### (2) 監査の対象

平成28年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

### (3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、41団体について、平成29年7月から平成30年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	26
出 資 団 体	11
指 定 管 理 者	4
合 計	41

### (4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

## 2 監査の結果

### (1) 結果の概要

監査を実施した41団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、36団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の5団体においては、次のとおり是正又は改善を要する1件の指摘事項と6件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

### (2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：平成29年3月23日	知事部局からの通知（平成30年7月12日付）
教育委員会	公表：平成30年3月27日	該当なし

### (3) 監査の結果と講じた措置の概要

#### 指摘事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
農政部	公益社団法人 鹿児島県糖業 振興協会	元臨時職員による支出伺いのない出金や預金通帳の改ざんなど、不正な経理が行われている。 （さとうきび品質取引対策基金出資金） （酒造用含みつ糖生産合理化基金出資金）	1 県の指導、監督の強化 当該法人の再発防止策の対応方針が着実に実行され、適正な運営が確保されていることを確認するため、平成31年度まで、毎年度、報告徴収及び立入検査を実施することとした。  2 当該団体の講じた改善措置 「経理処理・財産管理マニュアル」（H29.8）を作成し、当該マニュアルに沿った処理により、財産管理及びチェック体制を強化した。

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
総務部	学校法人カトリック学園	<p>収納した現金について、経理規程に「収納した現金は、経理責任者が特に認めた場合を除き、収納後2日以内に金融機関に預け入れるものとし、これを直接支払いに充当してはならない。」と定めているが、収納後2日以内に金融機関に預け入れず、支払に直接充当しているものが散見される。 (私立学校運営費補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、経理規程を遵守するよう指導した。また、本年度、運営状況の調査を行うこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 (1) 全園の会計担当者に対して、経理規程を遵守するよう口頭にて再指導した。 (2) 会計担当者は園長（園長不在の場合は副園長、主幹教諭又は法人局長）に文書により毎日入金報告を行うよう改善した。</p>
	学校法人寺師学園	<p>予算及び事業計画、決算及び事業実績や会計処理等について、私立学校法、寄附行為又は経理規程等に基づかない不適正な事務処理がある。 (1) 予算及び事業計画、決算及び事業実績について 私立学校法、寄附行為又は経理規程に規定する時期に必要な手続がなされていない。 (2) 会計処理について 経理規程では伝票会計制と定められているが、伝票が作成されていない。 (私立学校運営費補助金) (鹿児島県私立幼稚園等特別支援教育費補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 (1) 当該法人に対する運営状況の調査を実施し、以下の点について指導した。 ・ 予算及び事業計画、決算及び事業実績を適正な時期に実施するよう指導した。 ・ 私立学校法、寄附行為又は経理規程を遵守するよう指導した。 (2) 平成30年度も運営状況の調査を実施することとし、当該法人に対する指導を継続することとした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 (1) 予算及び事業計画、決算及び事業実績については、本法人の公認会計士と連携し、期限内に作成することとした。 (2) 決算及び事業実績については、理事会・評議員会を毎会計年度後2か月以内に実施し、承認を得ることとした。 (3) 会計伝票は作成していたが、保管管理が不適切であった。今後は園長等の責任において保管管理を行うこととした。</p>
企画部	肥薩おれんじ鉄道株式会社	<p>1 経営健全化に取り組んでいるが、経常赤字が継続している。 2 九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産について、不動産賃貸収入の徴収漏れがある。 (肥薩おれんじ鉄道株式会社出資金) (肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 (1) 当該法人の安定した運行を確保するため、県市町村振興協会の基金の活用など、県・沿線自治体のみならず、県全体で支援する経営支援策を講じており、同支援スキームに基づき、当該法人が行う車両等の鉄道基盤設備の維持等に要する経費に対して支援を行うこととした。 さらに、県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会が中心となり、熊本県や沿線自治体等と連携しながら、当該法人の利用促進及び経営改善に資する各般の取組を支援することとした。</p>

			<p>(2) 当該法人では担当職員を配置し、土地の譲渡を含めて不動産賃貸収入の徴収に取り組んでおり、引き続き徴収漏れの解消に向けて、助言及び指導を行うこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 平成29年6月に5年間の中期経営計画を策定し、全社員が一丸となって、経費の圧縮、増収策などの各施策に取り組むこととした。 平成29年度は、安全運行の確保に資する施設・設備の計画的な整備、安全運行を支える要員の確保のための待遇改善、旅客運輸収入の確保に向けたダイヤ改正及び運賃改定の検討、地域との連携強化に資する企画・営業活動の強化など、様々な増収策に取り組むこととした。</p> <p>(2) 肥薩おれんじ鉄道の設立時に、九州旅客鉄道株式会社から引き継いだ資産については、九州旅客鉄道株式会社の所有時には不動産賃借料が発生していた土地も含まれている。 現在、当時の資料を基に、不動産賃貸収入の徴収に向け、取扱資産の全容の把握に努めているところである。 これらの土地について、現在、社内に担当の職員を置いて対応しているところであり、現地確認等により用地の使用状況の把握や、賃料支払い等への督促を熊本県側から順次行っている。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済の合計は、前年度より増加（収納率は低下）し、多額となっている。 (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件</p>

			<p>については、「滞納家賃等の督促事務処理方針（平成9年12月8日施行）」に基づく、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取組に加え、長期滞納者に対する訴訟手続きの実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。</p>
--	--	--	---